

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 (mg/l)		窒素		燐		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
六 一 一 口	二・一	一・五	四・一	一〇	九〇	二〇〇	一七八	三〇〇	〇・〇五	〇・一	七二
〃	八・九	八・五	一〇	〃	五	五〇	四七	一〇〇	〇・一	〇・五	五七六
〃	四	四	四	〃	一〇	〃	一	一・五	〇・〇五	〇・一	三五〇
〃	二・五	四・五	五・四	〃	九〇	二〇〇	一〇四	二〇〇	〇・一	〃	七二
〃	四	三	三	〃	〃	〃	一	一〇	〃	〃	三五〇
〃	四・一	〃	二・七	〃	九〇	〃	〃	〃	〃	〃	二七四
〃	一・五	一・三	一〇	三〇	〃	〃	三、〇〇〇	二〇〇	〃	〇・一	五三
〃	〃	一・一	一五	二〇	〃	〃	四〇	二〇〇	〃	〇・三	七二
〃	一	二	三〇七・三	四〇〇	五	一〇	二、五〇〇	二、五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一
〃	四・五	五	二・五	一〇	七〇	二〇〇	一	一〇	〇・一	〇・二	六〇
〃	二	三	一	三〇	〃	〃	二、〇〇〇	三、〇〇〇	〇・五	〇・一	五二
〃	五	四	五	八	五・五	一九	一〇〇	三〇〇	〇・一	〇・五	一
〃	四	二	〇	〇	五	一〇	一〇〇	八〇	〇・五	〃	〇
〃	五	八	五	〇	五・五	一九	一〇〇	三〇〇	〇・〇五	〃	〇
〃	二	一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	七・五	八・五	九・四	一八・三	一五〇	二〇〇	一	一・五	〇・〇八	一・五	一四、四〇〇

	六五	〃	〃	〃	六一二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六一八	〃	〃
	一〇	七・五	七・一	七・五	七	〃		七・六	〃	〃	〃	七・五	〃	九・五	七・五	九・三	〃	〃
	一三〇	八・六 五	九・六 五	八・六 五	九・六 五	〃		九・六	〃	〃	〃	八・六 七	〃	一〇・九 六	八・六 七	一〇・九	〃	〃
	三〇	五	七・六	五	六・六	〃		五	〃	三	〃	五	九四〇	一、一三〇	三	三三〇	四九	〃
	一〇〇	一〇	一三	一〇	一五・八	〃		八	〃	一〇	〃	二〇	〃	一、二〇〇	一〇	五〇〇	一二六	〃
	一〇〇	〃	〃	四〇	二三	〃		五・五	〃	五	〃	一〇	〃	五〇	五	一〇〇	二、〇〇〇	〃
	二五〇	〃	〃	一〇〇	六五	〃		一九	〃	五〇	〃	〃	〃	一〇〇	五〇	二〇〇	五、〇〇〇	〃
	〃	〃	〃	〃	一	〃		一	〃	〃	〃	〇・七	〃	二	〇・七	一・三	〃	〃
	二	〃	〃	一・五	五・四	〃		〃	〃	〃	〃	一・五	〃	三	一・五	一・三	〃	〃
	〇・二	〃	〃	〇・〇五	〇・五	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・〇五	〇・一	〃	〃
	一	〃	〃	〇・一	一・八	〃		〃	〇・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・一	〃	〃
	一二〇	九六〇	三、一二〇	九六	七、九二〇	〃	〇	〇・〇六六	三八〇	三、六〇〇	九、二六四	五、八八〇	〇・一七	〇・五七	一二八	一	八、三三八	一〇、〇〇〇
	一二〇	九六〇	三、一二〇	九六	一三、二〇〇	〃	〇	一	三八〇	三、六〇〇	九、二六四	五、八八〇	〇・一七	〇・五七	一二八	一	一二、〇九八	一〇、〇〇〇

種 類	構 造	能 力	処 理 の 方 式	連 続 使 用 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	年 工 事 着 手 予 定 日	年 工 事 完 成 予 定 日	年 使 用 開 始 予 定 日
油水分離施設	鋼板製	(t/日) 二〇〇	静置分解浮上	〃	〃	〃	〃	〃	〃
中和凝集沈殿処理施設	〃	(t/日) 三、〇〇〇	中和・凝集沈殿	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
凝集沈殿処理施設	〃	(t/日) 一四、四〇〇	凝集沈殿	〃	〃	〃	〃	〃	〃
中和凝集沈殿処理施設	〃	(t/日) 三、一二〇	中和・凝集沈殿	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	(t/日) 一四、四〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
凝集沈殿処理施設	鉄筋コンクリート	(t/日) 一三、二〇〇	凝集沈殿	〃	〃	〃	〃	〃	〃

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

七四	〃	七一の六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一	〃	九・六	〇	一	一一	一〇	〃	〃	〃
一三〇七	〃	一一九	四〇	二〇	〃	一三〇	一〇	一八	〃
一〇	〃	二六	二〇〇	三	〃	三〇	五〇	〃	〃
二二	〃	四〇	三〇〇	五	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇	〃	五	五〇	五	〃	一〇〇	五〇	〃	〃
一、八〇〇	〃	一〇	一一〇	一〇	一〇〇	二五〇	一二〇	〃	〃
五	〃	一	一〇、〇〇〇	一〇〇	〃	一	一〇〇	〃	〃
五	〃	一・五	一〇、〇〇〇	三〇〇	一・五	二	二〇〇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〇・〇五	〇・三	〃	〃	〃	〃
〇・〇五	〃	〇・一	〃	〇・五	〃	一	〇・五	〃	〃
四、〇〇〇	二	三	〇・〇〇二	〇	五四七	二四〇	一四三	〃	〃
四、〇〇〇	二	三	一	〇	五四七	二四〇	一四三	〃	〃

種 類	項 目		汚 水		等 汚 染 状 態		の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理前	処理後	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
凝集沈殿処理施設	七	七・五	八・五	六	四四・二	一一七・二	〇・〇〇〇	五、〇〇〇	九、三七〇
〃	七・二	七	〃	〃	九・七	一七・八	〃	二〇〇	二、七七〇
〃	七	七・五	八・五	六	四・八	一〇	〃	一一	二、七七〇
〃	七	七・五	八・五	六	四・八	一〇	〃	一一	二、三〇〇

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

遠心分離及び濾過施設	共同処理施設	遠心分離施設	脱 窒 施 設	凝集沈殿処理施設	還元中和凝集沈殿処理施設	還元処理施設	共同処理施設	還元中和処理施設	還元中和凝集沈殿処理施設	中和凝集沈殿処理施設	凝集沈殿処理施設
製鋼製・エポキシ製・ステンレス製	製鉄筋コンクリート	鋼製・エポキシ製	〃	〃	〃	製鉄筋コンクリート	土造りビニールシート内張り	板・ゴムライニング製	ステンレス製・鋼製	〃	製鉄筋コンクリート
一、四八五 (m ³ /時)	七〇〇 (m ³ /時)	八〇〇 (m ³ /日)	九、三六〇 (m ³ /時)	〃	〃	二、〇〇〇 (t/日)	八〇〇 (t/日)	二九、四〇〇 (t/日)	二、四〇〇 (t/日)	三四二、〇〇〇 (t/日)	九三 (m ³ /時)
濾過・遠心分離	中和・凝集沈殿	遠心分離	生物処理	凝集沈殿	還元・中和・凝集沈殿	還 元	沈 殿	還 元・中 和	還元・中和・凝集沈殿	中和・凝集沈殿	凝集沈殿
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
変動なし	変動あり	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	令和四、七、六	(既 設)								
〃	〃	令和四、七、六									
〃	〃	令和四、七、六	(既 設)								
〃	〃	令和四、七、六									

共同処理施設		還元中和処理施設		還元中和凝集沈殿処理施設		中和凝集沈殿処理施設		凝集沈殿処理施設		油水分離施設		中和凝集沈殿処理施設		〃		凝集沈殿処理施設		中和凝集沈殿処理施設	
処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前
〃	七・五	七	一〇	八・三	二	〃	七・六	〃	六	六・三	七・八	八・三	四	〃	七・一	〃	七	八・五	〃
〃	〃	九、六	二、一	九、七	〇、一	〃	〃	〃	九、六	七、二	六、五	八、二	七、八	九、六	三、一	〃	〃	九、六	〇、二
〃	八・五	三〇	九・四	七	三七・八	〃	六・二	一一	八四	三〇	一四〇	七・九	二九・四	三・四	七・六	三・四	六・五	九・四	三一・八
〃	一九・七	五〇	一二・六	一五・九	九七・五	〃	一二	四〇	一七四	一〇〇	二三七	一五・九	八一・三	八・九	一三	八・九	一三・五	二〇	七二・六
〃	六・九	一〇〇	七〇	三〇	二〇〇	〃	五・五	三〇	三、〇〇〇	二〇	三五五	一〇	一〇六	二〇	四〇	四	四二〇	一〇	四七
〃	四〇	一八〇	一五〇	三〇	二〇〇	〃	四〇	三〇	三、〇〇〇	五〇	四五三	三〇	二五五	四〇	一〇〇	一三	四八〇	一九	一二〇
〃	四	〃	検出せず	一	二、〇〇〇	〃	四	〃	一	一〇〇	二、〇〇〇	一	三〇〇	〃	検出せず	〃	〃	一	八〇
〃	五六	〃	四七・五	〃	一四七・八	〃	一六	〃	九二・六	〃	一	〃	二五四	〃	〃	〃	一	〃	一九八
〃	八三	〃	九四	〃	三三三・五	〃	六三	〃	一六六・三	〃	一・五	〃	四三六・三	〃	一・五	〃	四・九	〃	四四二・一
〃	〇・一	〃	〇・三八	〃	〇・二三	〃	〇・〇七	〇・一	〇・二	〃	〇・八八	〃	〇・二	〃	〇・〇五	〃	〇・六	〃	〇・三
〃	〇・六八	〃	〇・五	〃	〇・二五	〃	〇・七二	〇・一	〇・六	〃	〇・八八	〃	〇・二六	〃	〇・一	〃	一・八	〃	〃
〃	三〇、六七五	〃	九九六	二、五〇八	二、九〇八	〃	二八、一五〇	〃	二、〇六六	六〇	六三	三、四一五	三、六七五	五、四四〇	六、二四〇	六五〇	七〇〇	二、二二二	二、三七二
〃	三三、二八〇	〃	一、一四六	二、五〇八	二、九〇八	〃	三一、一二〇	〃	二、一四一	六〇	六三	三、四一五	三、六七五	五、四四〇	六、二四〇	八五〇	九〇〇	二、二一七	二、三七七

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口	排出水の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
			通常	最大	
七・五	七・六	通	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	三〇、六七五
〃	九〃六	最大	〃	〃	
八・五	六・二	通	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	三二、二八〇
一九・七	一二	最大	〃	〃	
六・九	五・五	通	油脂類 (mg/l)	リン (mg/l)	三二、二八〇
〃	四〇	最大	〃	〃	
五五・五	一六	通	窒素 (mg/l)	〃	〃
八三	六三	最大	〃	〃	
〇・一	〇・〇七	通	〃	〃	〃
〇・六八	〇・七二	最大	〃	〃	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

遠心分離及び濾過施設	共同処理施設	遠心分離施設	脱窒施設	凝集沈殿処理施設	還元中和凝集沈殿処理施設	還元処理施設	
						処理後	処理前
〃	七	八	七・五	〃	八	八	〇
〃	一	〃	〃	〃	二	〃	〃
〃	九〃六	〃	〃	〃	九〃六	〃	〃
二・六	〃	五・七	〃	一	七	〃	五〇
八・九	〃	〃	二・五	四〇	一七・五	〃	一〇〇
一五	一〇	三〇	二〇・二	三〇	一〇	〃	五〇
二五	一〇〇	五〇	四二・五	三〇	三〇	〃	二二〇
〃	一、八〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	検出せず
〃	二	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	五	〃	一三〇	〃	〃	〃	一〇〇
〃	〃	〃	一八〇	〃	〃	〃	二〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一四三
八〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一四三

山口県告示第百六十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年六月十四日から同年七月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和四年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 日鉄ステンレス株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所（周南エリア）

所在地 周南市野村南町四九七六番地

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	六五			項目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
	変更前	変更後	変更前		汚 染 状 態 の 値	
					通 常 最 大	通 常 最 大
〃	〃	〃	二	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	〃
	二	〃	一	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	〃
〃	〃	〃	〃	浮遊物質量 (mg/l)	〃	〃
	二	〃	〃	窒素 (mg/l)	〃	〃
〃	〃	〃	〃	リン (mg/l)	〃	〃
	二	〃	〃	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	〃	〃
〃	二、八八〇	二、一〇八	二、八八〇	〃	〃	〃
	二、八八〇	二、一〇八	二、八八〇	〃	〃	〃

凝集沈殿処理施設					種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値									
処理前		処理後		処理前		通 常 最 大	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	鉍 油 類 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	燐 素 (mg/l)	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)				
変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前									通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
〃	〃	七・五	七	七・五	〃	七・五	九・四	一八・三	九〇	一二〇	〃	〃	〃	〃	二〇、二〇〇	一九、八五〇	
〃	〃	七・五	七	七・五	〃	七・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二、七七〇	二、七七〇		
〃	〃	七・五	七	七・五	〃	七・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二、三二〇	二、三二〇		
〃	〃	七・五	七	七・五	〃	七・五	四四・二	一一七	五、〇〇〇	七〇	〃	〃	〃	九、三七〇	一三、一三〇		
〃	〃	七・五	七	七・五	〃	七・五	三三二	八一	三、二〇〇	〃	〃	〃	〃	二、四八〇	二、四八〇		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考 「六五」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。		七四		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 後
〃	七・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四	〃
九・六	八・八	七・五	六・一	四・二	五・一	四・二	五・一	〃	四・二	二	五・一	〃	〃	〃	〃
〃	八・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三〇・五	〃	二九	〃	〃	〃	〃	〃
一九・七	一六・六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八三・三	〃	五九・二	〃	〃	〃	〃	〃
〃	六・九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五〇	〃	〃	〃	〃	〃
四〇	四三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一二〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	五五・五	一四〇	二〇〇	二八〇	二〇〇	二六〇	二〇〇	二七〇	二〇三	二〇三	〃	〃	〃	〃	〃
八三	六五・一	三五〇	三〇〇	四五〇	三〇〇	四五〇	三〇〇	六〇〇	二〇三	四〇〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〇・一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・三	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・七	〇・三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・五	〇・三	〃	〃	〃	〃	〃
三〇、六七五	二六、三七〇	九〇八	三、五五〇	一、〇〇二	三、五五〇	一、二四四	三、五五〇	〃	一、六八〇	一、七〇〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	三三、二八〇	九〇八	三、五五〇	一、〇〇二	三、五五〇	一、二四四	三、五五〇	〃	一、六八〇	一、七〇〇	〃	〃	〃	〃	〃

		中和凝集沈殿処理施設					凝集沈殿処理施設					中和凝集沈殿処理施設											
処理前	処理後		処理前		処理後		処理前	処理後		処理前		処理後		処理前	処理後		変更後						
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後		変更前	変更後							
七・八	八・三	七・五	〃	四	七・一	七・八	七・一	七・五	七	七・二	七	七・二	八・五	七・五	七	二	七	七・五	七・二				
八・二	七・九	七・六	七・五	一三	一四	二九	六	八	七	九	六	七	五	九	六	二	四	二	八	七	八	五	六
〃	〃	七・九	二九・四	三〇・四九	〃	三・四	〃	七・六	〃	三・四	六・五	七・六	〃	九・四	三一・八	二七・七	〃	四・八	九・七				
〃	〃	一五・九	八一・三	八三・三	〃	八・九	〃	一三	〃	八・九	一三・五	一三	〃	二〇	七二・六	五六・四	一〇	七・八	一七・八				
三五五	〃	一〇	一〇六	五〇	二〇	一〇	四〇	二〇	〃	〃	四二〇	四二〇	〃	一〇	〃	四七	〃	八	一五〇				
四五三	三〇	二〇	二五五	一二〇	四〇	一五	一〇〇	五〇	〃	一三	〃	四八〇	〃	一九	一二〇	一一四	〃	一一	二〇〇				
二〇、〇〇〇	一	〇・五	三〇〇	一〇	検出せず	〃	検出せず	〃	一	〃	一	〃	一	検出せず	八〇	〃	検出せず	〃	検出せず				
〃	二五四	二三〇	二五四	二三〇	一	〃	一	〃	一	〃	一	〃	一九八	二〇三	一九八	二〇三	一	〃	一				
〃	四三六・三	三〇〇	四三六・三	三〇〇	一・五	〃	一・五	〃	四・九	〃	四・九	〃	四四二・一	二〇三	四四二・一	二〇三	一・五	〃	一・五				
〃	〇・二	〇	〇・二	〇・一	〇・〇五	〃	〇・〇五	〃	〇・六	〃	〇・六	〃	〃	〃	〃	〇・三	〇・〇六	〃	〇・〇八				
〃	〇・二六	〇・一	〇・二六	〇・二	〇・一	〃	〇・一	〃	一・八	〃	一・八	〃	一・五	〇・三	一・五	〇・三	一・五	〃	一・五				
一一〇	三、四一五	三、二九〇	三、六七五	三、五五〇	五、四四〇	六、七四〇	六、二四〇	六、八四〇	六五〇	二、二八〇	七〇〇	二、四〇〇	二、二二二	二、三二〇	二、三七二	二、四八〇	二、三〇〇	二〇、二〇〇	二、七七〇				
一一〇	三、四一五	三、二九〇	三、六七五	三、五五〇	五、四四〇	六、七四〇	六、二四〇	六、八四〇	八五〇	二、二八〇	九〇〇	二、四〇〇	二、二一七	二、三二〇	二、三七七	二、四八〇	二、三〇〇	一九、八五〇	二、七七〇				

		還元中和処理施設					中和凝集沈殿処理施設					凝集沈殿処理施設					油水分離施設				
処理前	処理後					処理前	処理後					処理前	処理後					処理前	処理後		
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		変更後	変更前	変更後	変更前	変更後		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		変更後	変更前	変更後
七・五	七	八	一〇	九	八・三	七・五	〃	二	〃	〃	〃	七・六	〃	〃	〃	六	六・三	七・二	〃		
八・八	七・五	八・九	八・九	八・二	九・七	八・八	七・五	〃	〃	〃	〃	八・八	七・六	〃	〃	〃	〃	七・二	六・五		
八・五	三〇	九	九・四	一七	〃	七	三七・八	三五	〃	〃	〃	六・二	〃	一一	〃	八四	三〇	〃	一四〇		
一六・六	五〇	一五	一二・六	四二	一五・九	九〇	九七・五	九〇	一二	一〇・七	一二	一〇・七	四〇	三八	〃	一七四	一〇〇	〃	二三七		
六・九	一〇〇	二五	七〇	四一〇	三〇	八	二〇〇	六	〃	〃	〃	五・五	〃	三〇	〃	三、〇〇〇	〃	二〇	〃		
四三	一八〇	三〇	一五〇	六〇〇	三〇	四〇	二〇〇	三〇	四〇	四五	四〇	四五	〃	三〇	〃	三、〇〇〇	〃	五〇	〃		
四	〃	〃	〃	検出せず	一	五	二、〇〇〇	一〇	〃	〃	〃	四	一	〇・五	一	〇・五	一〇〇	四	二、〇〇〇		
五五・五	四七・五	二三〇	四七・五	二三〇	一一四七・八	一一三〇	一四七・八	一一三〇	〃	〃	〃	一六	一九二・六	一二五	一九二・六	一二五	一	〃	一		
六五・一	九四	三〇〇	九四	三〇〇	三三三・五	三〇〇	三三三・五	三〇〇	六三	一五	六三	一五	一六六・三	一五〇	一五〇	一五〇	一・五	〃	一・五		
〇・一	〇・三八	〇	〇・三八	〇	〇・二三	〇	〇・二三	〇・一	〃	〃	〃	〇・〇七	〇・一	〇	〇・二	〇	〇・八八	〃	〇・八八		
〇・三	〇・五	〇・一	〇・五	〇・一	〇・二五	〇・一	〇・二五	〇・二	〇・七二	〇・六一	〇・七二	〇・六一	〃	〇・一	〇・六	〇・一	〇・八八	〃	〇・八八		
二六、三七〇	九九六	四六〇	九九六	四六〇	二、五〇八	二、四八二	二、九〇八	二、八八二	二八、一五〇	二四、一八〇	二八、一五〇	二四、一八〇	二、〇六六	一、二七〇	二、〇六六	六〇	一・一〇	〃	六三		
三三、二八〇	一、一四六	五一〇	一、一四六	五一〇	二、五〇八	二、四八二	二、九〇八	二、八八二	〃	〃	〃	三三、一二〇	二、一四一	一、二七〇	一、六〇五	六〇	一・一〇	〃	六三		

脱 窒 施 設		凝集沈殿処理施設				還元中和凝集沈殿 処理施設				還元処理施設				共同 処理施設		
処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理後	変更後	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
〃	七・五	八	七・五	〃	〃	〃	六	八	七・五	〃	二	八	二・五	一〇	二	〃
九〃六	八〃七	九〃六	八〃七	〃	〃	〃	〃	九〃六	七〃七	一〃三	一〃二	〃	一〃二	二〃七	二〃八	九〃六
七・五	七・四二	七・五	七・四二	〃	一一	〃	八四	〃	七	三〇・一	三五	七〇	二五	五〇	二五	〃
二五	一六・六	一五・九	一六・六	四〇	三八	〃	一七四	〃	一七・五	七九・二	九〇	一二〇	五〇	一〇〇	五〇	一九・七
二〇・二	九・一	六・二	九・一	〃	三〇	〃	二、〇〇〇	一〇	八	三〇	六	八〇	四〇	五〇	四〇	〃
四二・五	二八・五	六・二	二八・五	〃	三〇	〃	三、〇〇〇	三〇	四〇	二〇〇	二〇	一五〇	一〇〇	一二〇	一〇〇	四〇
一	二・四	一	二・四	〃	〃	〃	〇・五	一	検出せず	三〇〇	一	〃	〃	〃	検出せず	〃
〃	一三〇	二〇九	一三三〇	九二・六	一一五	九二・六	一一五	一二九四・七	二〇〇	二九四・七	二〇〇	一〇〇	検出せず	一〇〇	検出せず	五六
一八〇	二〇〇	三九二・四	三〇〇	一六六・三	一五〇	一六六・三	一五〇	四七三・八	二〇〇	四七三・八	〃	二〇〇	検出せず	二〇〇	検出せず	八三
〇・三	〇・一	〇・二二	〇	〇・一	〇	〇・二	〇	〇・一八	〇・二	〇・一八	〃	〇・二	二・五	〇・二	二・五	〃
三	一	〇・二五	〇・五	〃	〇・一	〇・六	〇・一	〇・二四	〇・二	〇・二四	〇・二	〇・五	二・五	〇・五	二・五	〇・六八
五、九二三	五、七七二	五、九二三	五、七七二	二、〇六六	一、二七〇	二、〇六六	一、六〇五	一、六〇九	二、四八二	二、二〇九	二、八八二	一四三	八〇〇	一四三	八〇〇	三〇、六七五
五、九二三	五、七七二	五、九二三	五、七七二	二、一四一	一、二七〇	二、一四一	一、六〇五	一、六〇九	二、四八二	二、二〇九	二、八八二	一四三	八〇〇	一四三	八〇〇	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口		排水口		項目	排水		化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	飲油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン ² (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前	変更後	変更前		通	最大						
〃	七・五	七・六	〃	七・六	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	七・六	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	八・八	八・八	〃	八・八	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	六・二	一九・七	〃	〃	〃	〃	〃
〃	七・五	七・五	〃	七・五	浮遊物質 (mg/l)	〃	五・五	〃	六・九	〃	〃	〃	〃
〃	八・五	八・五	〃	八・五	飲油類 (mg/l)	〃	四	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	八・五	八・五	〃	八・五	窒素 (mg/l)	〃	一五	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	八・五	八・五	〃	八・五	リン ² (mg/l)	〃	〇・七	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	八・五	八・五	〃	八・五	排水の一日当たりの量 (m ³)	〃	二四、一八〇	三〇、六七五	〃	〃	〃	〃	〃
〃	八・五	八・五	〃	八・五		〃	二八、一五〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	八・五	八・五	〃	八・五		〃	二六、三七〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	八・五	八・五	〃	八・五		〃	三三、二八〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年六月十四日

施術者の氏名 増田 剛
 名称 ますだ整骨院
 所在地 防府市栄町一丁目二番一八号
 指定年月日 令和四、四、一

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第百六十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和四年六月十四日

名称 岩国市愛宕町一丁目一番二号
 所在地 岩国市愛宕町一丁目一番二号
 認定が効力を有する期限 令和七、六、一四

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和四年六月十四日

土地改良区の名称 下関市豊田町土地改良区
 認可年月日 令和四、五、三一

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

令和四年六月十四日

道路の種類 県道
 道路の名称 中ノ川於福停車場線
 道路の区域

山口県知事 村岡 嗣政

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	旧	敷地最狭 一〇・〇	敷地最狭 一〇・〇	一三〇・〇	
最狭 二六・〇	最狭 二六・〇	敷地最狭 二六・〇	敷地最狭 二六・〇	一三〇・〇	道路改良工事の完了による。

山口県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年六月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 中ノ川於福 停車場線	美祢市豊田前町麻生上字木屋二六一の一地先から 同市豊田前町麻生上 同字二三八の五地先まで	令和四年六月十五日



(二〇九) 令和四年クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、令和四年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

令和四年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

令和四年九月四日（日曜日）午前十時三十分から

(二) 場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号
山口県総合保健会館

二 試験の内容

(一) 学科試験

- 1 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 3 洗濯物の処理に関する知識

(二) 技能試験

- 1 洗濯物の処理に関する知識
- (1) 薬品の鑑別
- (2) 繊維の識別
- (3) 絵表示の判別
- 2 洗濯物の処理に関する技能
- 白無地カッターシャツ（木綿一〇〇パーセントのもの）のアイロン仕上げ

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第五十四号）附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。）

四 受験願書の受付期間

令和四年七月四日（月曜日）から同月二十五日（月曜日）まで（郵送の場合は、七月二十五日までの消印のあるものは、有効とする。）

五 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地を所管する保健所（萩市又は山陽小野田市に住所地がある者については当該住所の市役所とし、防府市に住所地がある者については山口県山口環境保健所とする。）

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇二）

山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 受験資格があることを証明する書類

(四) 写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内

に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。）

七 受験手数料

八千五百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所（山口県防府保健所を除く。以下同じ。）、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三一九三三―二九七〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二一〇) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

令和四年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
下関土地改良区	理 事	伊田 喜弘	下関市菊川町大字日新二八三三の二
〃	〃	亀田 光則	〃 〃 大字内日上二九一
〃	〃	下田 敏純	〃 〃 〃 一八九二

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
下関土地改良区	理 事	伊田 喜弘	下関市菊川町大字日新二八三三の二
〃	〃	河村 正喜	〃 〃 大字植田一〇八一
〃	〃	亀田 光則	〃 〃 大字内日上二九一
〃	〃	福田 克生	〃 〃 大字内日下一七六八
〃	〃	村上 禮次	〃 〃 松屋本町四丁目七二七番七号
〃	〃	坂田 紘一	〃 〃 王喜本町五丁目一番三七号
〃	〃	中野 眞治	〃 〃 〃 一丁目五番九号
〃	〃	大庭 義忠	〃 〃 大字山田八四七の一
〃	〃	河田 仁美	〃 〃 王司神田四丁目五番三一号
〃	〃	小田 孝夫	〃 〃 清末西町一丁目一番三〇号
〃	〃	中野 和範	〃 〃 〃 大字阿内八
〃	〃	高田 重則	〃 〃 〃 一三八六
〃	〃	高田 忠司	〃 〃 富任町七丁目七番二二号
〃	〃	坂本 重一	〃 〃 安岡町六丁目一番三七号
〃	〃	藤川 清次	〃 〃 大字蒲生野五一九
〃	〃	梅本 又幸	〃 〃 大字福江一八一五
〃	〃	竹永 智行	〃 〃 大字員光一〇九八
〃	〃	玉野 盛司	〃 〃 大字阿内一一七四
〃	〃	藤本 忠久	〃 〃 大字延行二四九

(一一一) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和四年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
基本測量(時空間変位確定測量)
- 二 作業の地域
山口県全域
- 三 作業の期間
令和四年一月一日から同年三月三十一日まで



山口県公安委員会告示第二十二号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第
一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和四年六月十四日

山口県公安委員会

- 一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員
- (一) 日時
 - ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備
員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十
八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第七条第一項の警
備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」
という。))の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)
 - イ 令和四年七月二十五日(月曜日)から同月二十九日(金曜日)までの午前九時
から午後五時三十分まで及び同年八月一日(月曜日)の午前九時から午後六時二
十分まで
 - ロ 追加取得講習(講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。
以下同じ。)

令和四年七月二十八日(木曜日)及び同月二十九日(金曜日)の午前九時から
午後五時三十分まで並びに同年八月一日(月曜日)の午前九時から午後五時十五
分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会
館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第一号に規定する業務(以下「第一号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以
下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(第一号警備業務に係る
ものに限る。)に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」と
いう。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。)

に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を
受けた後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和
六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)第一条第二
項に規定する一級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第一号警備業務に係るもの
に限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上
第一号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の
交付を受けている者であつて、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

令和四年六月二十七日(月曜日)から同年七月一日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したとき
は、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

- (一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）
- (二) 二の(一)のAに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第一号警備業務従事証明書」という。）
- 二の(一)のイに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書

(三) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては四万七千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては二万三千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和四年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

物品等の名称及び数量

運転免許証両面プリントシステム 一式

物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

使用期間

令和五年一月一日から令和六年十二月三十一日までの間

使用場所

山口県岩国警察署ほか二十四箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和四年山口県告示第二十二号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和四年六月十四日から同年八月二日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部運転免許課において交付する。

四

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

令和四年八月一日午後五時(入札書を持参する場合は、令和四年八月二日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

令和四年八月二日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和四年七月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部運転免許課(電話〇八三一九七三二二九〇〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: 1 set of double-sided printing system for driver's license

(3) Period of use: From January 1, 2023 to December 31, 2024

(4) Place of use: Yamaguchi Prefectural Iwakuni Police Station and other 24 places

(5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: Driver's License Division, Traffic, Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 3560-2 Ogori-shinogo, Yamaguchi City (Tel. 083-973-2900)

(6) Deadline for tender submission: 5:00 P.M., July 26, 2022 (If brought in person: 11:00 A.M., July 27, 2022)

令和四年六月十四日
発行

発行人
所

山口県知事
庁